

令和2年5月21日

京都市長 門川 大作 様

京都市会議長 山本 恵一



新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を受けた緊急申入れ

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、京都、大阪、兵庫を解除することが発表される見込みである。

これは、この間、市民や医療、福祉をはじめとする各機関、事業者、行政の皆さんなど、あらゆる方々の御尽力により感染拡大の防止に努めてきた結果であり、一つの区切りが示されたものである。

しかしながら、ここで気の緩みが生じてしまうと、感染拡大の第2波、第3波を引き起こすことにつながり、これまでの市民や事業者をはじめ多くの皆さまの懸命の御努力が無駄となってしまう。

については、宣言が解除される今だからこそ、これからも感染拡大を防止するために、市民等の皆様にどのように行動していただきたいのか、基本的な行動指針や公共交通機関や学校などの場面ごとの行動指針を早急に示し、それらをしっかりと周知することを求める。

また、現在もなお懸命に対応していただいている医療機関や福祉施設などの各機関とも引き続き連携し、支援していくことを求める。

併せて、疲弊したまちの活力を取り戻すため、地域経済に対する一層の支援の充実を求める。

同時に、本市のあらゆる事業の見直しを行うなど、厳しい財政状況を踏まえた取組の徹底も併せて求める。

中・長期的な支援の視点から、引き続き、市民のいのちと生活を守ることに全力を擧げよう強く申し入れる。

以上、京都市会として緊急に申し入れる。